

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度経営規模等評価等データパンチ電算処理業務
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 完了期限 令和 8 年 3 月 3 1 日 (火)
- (4) 成果品納入場所 岩手県県土整備部建設技術振興課

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 4 月 18 日 (金) 14 時 00 分
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 8 階 8-L 会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること (被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)。
- (2) 令和 7 年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (令和 6 年岩手県告示第 583 号) に規定する情報システム開発業務の種類のうち、データ処理業務について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く) でないこと。
- (4) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準 (平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号) に基づく入札参加制限又は文書警告を伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (5) (4)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札説明書の交付を受け、入札説明書にある調書を提出した者であること。

4 入札保証金 免除

5 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書（様式第1号）を確認・記載のうえ、関係書類を添えて、令和7年4月8日（火）午後5時までに岩手県県土整備部建設技術振興課宛に提出すること。
- (2) 申請書及び関係書類は岩手県県土整備部建設技術振興課において審査するものとし、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和7年4月11日（金）午後5時を目途にFAXにより通知する。
- (3) 調書を提出した者は、当該調書に関し、説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

6 入札書の配布

入札説明書は、岩手県のホームページで配布する
（トップページ>入札・コンペ公募情報>IT関連入札情報）

7 入札の方法

- (1) 入札書（様式第2号）は、2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 郵送やFAX等による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

8 その他

- (1) 入札参加申請書及び関係書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (4) その他入札の詳細については入札説明書に示すとおりとする。

9 照会先

岩手県県土整備部建設技術振興課 建設業振興担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL019-629-5942

(FAX019-629-2052)